

## 平成30年度第2回横浜市入札等監視委員会議事概要

【日 時】平成30年7月20日（金）午後1時30分～

【場 所】 関内中央ビル5階特別会議室

【出席委員】 舟橋 和幸委員長、青柳 由香委員、尾関 幸美委員、中道 徹委員、  
畑中 隆爾委員

### 【議 題】

#### 1 審議事項

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札（条件付）（総合評価落札方式）に係る<br>抽出案件 | 2件 |
| (2) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件               | 3件 |
| (3) 指名競争入札に係る抽出案件                    | 1件 |
| (4) 随意契約に係る抽出案件                      | 2件 |

#### 2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について

## 【議事内容】

### 審議事項に関する利害関係の確認

審議事項に関する利害関係の有無を確認した結果、利害関係がある旨の申出はなかった。

### 議題1－(1)一般競争入札(条件付)(総合評価)に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件： 1 「横浜市市庁舎マルチサイン設備工事」

2 「平沼二丁目ほか6か所口径50mmから75mm配水管布設替工事」

委員：抽出理由の説明。

1 「横浜市市庁舎マルチサイン設備工事」

市庁舎マルチサインは注目事業における工事であり、総合評価方式で最も落札率が高かったため。

2 「平沼二丁目ほか6か所口径50mmから75mm配水管布設替工事」

今回、総合評価落札方式で審議対象案件となる工種「管」の工事は4件あるが、いずれも同一事業者が「評価値の最も高い者」になったため。また、当該抽出案件は落札候補(予定)者通知後の辞退により次順位の事業者が落札者となったため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「横浜市市庁舎マルチサイン設備工事」について、設置するディスプレイなどのメーカーは全部決まっているのか。あるいは、ある程度の枠があるのか。」

本市：「メーカーは決まっておらず、性能発注を行い、機能を満たすものを採用することとしています。」

委員：「ディスプレイの設置のような案件であれば、基本性能を満たせば問題がないと考えられるため、総合評価落札方式ではなく、価格だけの入札方式としてもよいのではないか。」

本市：「新市庁舎整備は、様々な工事が同時に行われ、調整が必要なこともあり、全ての案件で総合評価落札方式を採用しています。本案件も、簡易な施工計画を求めています。」

委員：「平沼二丁目ほか6か所口径50mmから75mm配水管布設替工事」について、評価項目の「工事成績評定点の実績」とはどのようなものか。」

本市：「過去2年間における、横浜市の同一工種工事を実施した際の工事評定点の実績のことで、80点以上が2回あった場合は4点、1回なら2点、なければ0点の評価となります。」

委員：「過去2年間に同一工種工事を行っている事業者は、新規に参入する事業者よりも有利になるのか。」

本市：「工事評定点を80点以上取るのはなかなか難しく、過去2年間に80点以上の工事を行う事業者は、評価に値すると考えています。」

委員：「入札金額が1円まで一致することは頻繁に起きることなのか。」

本市：「総合評価落札方式では、低入札価格調査制度を採用しており、最低制限価格と異なりランダム係数を用いていないこと、また、土木系の工事では、積算基準や単価が公表されていることから、各事業者は調査基準価格を推測できるのではないかと考えられます。」

委員：説明を了承。

**議題1－(2) 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件3件についての審議**

抽出案件：1 「中部処理区仲尾台第二合流幹線下水道整備工事」

2 「港湾施設応急補修工事(30-1)」

3 「(仮称)金沢八景西公園整備工事(その1)」

委員：抽出理由の説明。

1 「中部処理区仲尾台第二合流幹線下水道整備工事」

技術的難易度が高く、かつ市内企業へ技術移転が可能であると認められる工事であったことから、技術修得型共同企業体への発注の対象としたため。

2 「港湾施設応急補修工事(30-1)」

入札参加者数が1者でかつ落札率が100%であったため。

3 「(仮称)金沢八景西公園整備工事(その1)」

注目事業における工事であり、かつインセンティブ発注の対象になっているため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「港湾施設応急補修工事(30-1)」について、なぜ一者入札になったのか。」

本市：「本工事は比較的小額の工事ですが、工期が半年程度あり、常に船や潜水士を確保したりしなければならぬため、手間がかかる割には利益があまり見込めないと考えられます。参加可能な事業者は20者程度いますが、昨年度も3回不調になっています。」

委員：「予定価格をあげて、もっと入札に参加しやすくすることはできないのか。」

本市：「公共工事であり、設計単価に基づく計算を行っているため、理由なく増額することは難しい状況です。」

委員：説明を了承。

**議題1－(3) 指名競争入札に係る抽出案件1件についての審議**

抽出案件：「港北水再生センター特高用無停電電源装置改良工事」

委員：抽出の説明。

「唯一の指名競争入札案件であるため。」

本市：抽出案件について説明。

委員：「本案件は性能などを条件とした一般競争入札にすることができなかったのか。」

本市：「本案件は応札者可能業者が特定されていることから、指名競争入札を選択しましたが、今後は一般競争入札での実施も含め検討します。」

委員：説明を了承。

#### 議題1－(4) 随意契約に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「新港ふ頭9号岸壁整備工事（その13・下部工及び土留工）」

2 「金沢八景駅東西自由通路上屋架設工事」

委員：抽出理由の説明。

1 「新港ふ頭9号岸壁整備工事（その13・下部工及び土留工）」

地方自治法施行令第167条の2第6号に基づく随意契約のうち、契約締結後の事情変更によるものであるため。

2 「金沢八景駅東西自由通路上屋架設工事」

地方自治法施行令第167条の2第6号に基づく随意契約のうち、契約締結後の事情変更によるものであるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：説明を了承。

#### 議題2－(1) 指名停止等措置の状況について

本市より、「指名停止等措置の状況」について報告。

委員：「株式会社フジタは、東北農政局において発注した工事に関して、独占禁止法違反の認定を受けているが、横浜市では、指名停止の対象ではないのか。」

本市：「株式会社フジタは、当該案件において、独占禁止法第19条（不公平な取引方法）に違反したとして、排除措置命令が出されております。横浜市では、国の指名停止モデルに準拠し、独占禁止法第3条及び第8条第1項の違反について指名停止の対象としているため、今回は指名停止の対象としていません。」

委員：報告を了解。

#### 議題2－(2) 談合情報対応状況について

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員：報告を了解。

#### 議題2－(3) 入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：報告を了解。

#### 【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われておりました。